

たつの市一般不妊治療費助成のご案内

たつの市では、一般不妊治療(人工授精・タイミング療法・排卵誘発法等)を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成しています。

<p>対 象 (要件)</p> <p>①～⑤ 全てにあて はまること</p>	<p>①法律上の婚姻関係又は事実婚関係にある夫婦で、助成を受けようとする一般不妊治療の全期間及び助成の申請日においてたつの市に住所があること。</p> <p>②一般不妊治療期間の初日における<u>妻の年齢が43歳未満</u>であること。</p> <p>③国民健康保険その他の医療保険に加入していること。</p> <p>④申請日において、夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと。</p> <p>⑤他の自治体が実施する一般不妊治療の助成を受けていないこと。</p>
<p>助成額</p>	<p>国内の医療機関で受けた一般不妊治療の本人負担額（保険適用及保険適用外）の2分の1（1,000円未満は切り捨て）</p> <p>1年度（治療期間4月～翌3月）につき5万円を上限とする。</p> <p>※<u>助成期間は一般不妊治療を開始した日の属する月の初日から起算して3年とする。</u></p>
<p>申請方法</p>	<p>《申請期限》 当該年度の3月末（治療が終了していなくても年度で区切る） ※間に合わない場合は、事前にご相談ください。</p> <p>《申請書類》 ※必ず必要な書類 (写しとあるものは原本を持参いただき、健康課でコピーさせていただきます。)</p> <p>①一般不妊治療費助成事業申請書 ②一般不妊治療費助成事業受診等証明書 ※院外処方がある場合は医療機関と薬局それぞれの証明書 ③本人負担額が確認できる領収書の写し（②と一致するもの） ④夫婦の健康保険証の写し ⑤事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合に限る。） ※<u>本人同意があり市で状況が確認できれば、省略できる場合がある書類</u></p> <p>⑥戸籍謄本、住民票 ⑦夫婦の市税完納証明書</p>
<p>申請受付</p>	<p>たつの市健康課（はつらつセンター内）電話 0791-63-5121</p>
<p>助成金支給</p>	<p>申請受付の翌月に指定口座へ振り込みにて支給</p>